

令和6年度富加町障害者就労施設等からの物品等調達推進方針

令和6年4月1日策定

1 策定趣旨

この方針は、「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（平成24年法律第50号。）」第9条の規定に基づき、障害者就労施設等からの物品及び役務（以下「物品等」という。）の調達の推進を図るための方針を定めるものである。

2 適用範囲

この方針の適用範囲は、町の全ての機関が物品等を調達する場合に適用する。

3 調達方針の対象となる障害者就労施設等

この調達方針の対象となる障害者就労施設等は、次のとおりとする。

(1) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく施設等

ア 就労継続支援事業所（A型、B型）

イ 就労移行支援事業所

ウ 生活介護事業所

エ 障害者支援施設（生活介護、就労移行支援、就労継続支援を行う入所施設）

オ 地域活動支援センター

カ 小規模作業所

(2) 障がい者を多数雇用している企業

ア 障害者の雇用の促進等に関する法律に基づく子会社の事業所（特例子会社）

イ 重度障害者多数雇用事業所（①～③の全てを満たすもの）

①障がい者の雇用者数が5人以上

②障がい者の割合が従業員の20%以上

③雇用障がい者に占める重度身体障がい者、知的障がい者及び精神障がい者の割合が30%以上

(3) 在宅就業障がい者等

ア 自宅等において物品の製造、役務の提供等の業務を自ら行う障がい者（在宅就業障がい者）

イ 在宅就業障がい者に対する援助の業務等を行う団体（在宅就業支援団体）

4 調達を推進する物品等の種類

特に分野を限定することなく、調達に努める。

5 調達の推進方法

- (1) 障害者就労施設等からの優先調達の推進については、全庁的に取り組むものとする。
- (2) 物品の調達に当たっては、福祉保健課が障害者就労施設等から受注可能な物品等の情報収集を行い、町の全ての機関に調達の推進に必要な情報の提供を行う。

6 調達の目標

調達目標を、10万円以上とする。

7 調達方針及び実績の公表

- (1) 調達方針は、当該年度の予算や事業等を勘案して毎年度見直しを行い、町ホームページ等で公表する。
- (2) 調達実績については、年度終了後に町ホームページ等で公表する。

8 その他

物品等の調達のほか、町及び町の関係団体等が実施する各種イベント等において、そのイベント等の開催趣旨などを考慮したうえで、障害者就労施設等が供給可能な物品の販売スペースの確保にも努めるものとする。

9 方針に関する担当窓口

この方針に関する担当窓口は、福祉保健課とする。